

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日まで

2. 内 容

1 雇用環境の整備に関する事項

- ① 育児・介護休業等に関する規定についての周知徹底
- ② 年次有給休暇取得促進のための措置
- ③ 所定外労働の削減のための措置の実施

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日まで

2. 内 容

雇用環境の整備に関する事項

目標1： 育児・介護休業等に関する規定についての周知徹底

< 対策 >

令和3年4月～ 全社員に育児・介護休業等に関する規定の改定内容につ
いて、社内メールで案内し利用促進を図る
令和3年4月～ 規定に関する相談・問合せに総務Gで対応

目標2： 年次有給休暇取得促進のための措置

< 対策 >

令和3年4月～ 計画的な有給休暇取得のための対策の実施
令和3年4月～ 残存年次有給休暇の管理による取得の促進

目標3： 所定外労働削減のための措置の実施

< 対策 >

令和3年4月～ 所定外労働削減のための店舗営業時間の見直し
令和3年4月～ 組織変更等による適正人員の配置